

那須塩原市いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、那須塩原市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第24条に規定する事案に関し必要に応じ調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関し調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者のうちから、那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。